

川崎市職員の葬儀における生花等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の葬儀における生花等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）第2条に規定する職員
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員
- (3) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により特定法人の業務に従事するために退職した職員
- (4) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第4条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（職員死亡時の取扱い）

第3条 職員が死亡し、葬儀を行う場合、次に掲げる取扱いを行うことができる。

- (1) 生花 「川崎市長」名で行うものとする。
- (2) 弔辞 川崎市長名で行い、適宜代読を行うものとする。（職員の死亡に伴い、親族宛てに市長名で公用電子郵便等を発信する場合を除く。）

(上限額)

第4条 前条第1号の生花の上限額は、16,500円（消費税額及び地方消

費税額を含む。)とする。

(生花の調達の方法)

第5条 第3条第1号の生花を調達する者(以下「調達者」という。)は、葬儀用生花調達書(第1号様式)に訃報その他葬儀の実施を証明する書類を添付し、直ちに総務企画局人事部人事課長に提出しなければならない。

2 調達者は、生花を調達した後、葬儀用生花代振込先指定書(第2号様式)を総務企画局人事部人事課長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

(職員及び職員の親族の慶弔に伴う生花等の取扱いについての廃止)

2 職員及び職員の親族の慶弔に伴う生花等の取扱いについて(昭和52年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

第1号様式

葬儀用生花調達書

		所属		人事課			
		担任		課長	担任		課長
フリガナ							
職員氏名							
所属		局 部 課					
死亡月日		月	日 ()	午前	時	分	年齢
				午後	時	分	歳
葬 儀 等	通夜	月	日 ()	午後	時	分	
	告別式	月	日 ()	午前	時	分	
				午後	時	分	
	場所	電話					
施主			職員との続柄				
生花一基の金額		円 (税込)					
備考							

備考

- 1 訃報等を添付してください。
- 2 葬儀用生花は、個人名を入れず「川崎市長」の札をつけてください。
- 3 葬儀用生花の上限額は、16,500円(税込)です。
- 4 請求書のあて名は、「川崎市長」としてください。

第2号様式

葬儀用生花代振込先指定書

年 月 日提出

所属 職員氏名

生花代金振込先口座（生花納入業者口座）			
銀行 信用金庫 労働金庫	支店	預金種目	普通 当座 貯金
口座番号	フリガナ		
	口座名義		

* 貼付け書類：請求書
(葬儀が特定でき、内訳、日付けが記入され、
社印又は代表者印が押されているもの)